

●旧姓併記にかかる必要書類等一覧

	必要書類	確認事項
新規請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（記載を求める旧氏、氏名、住所、住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を記載したもの） ・希望する旧氏の記載がある戸籍又は除かれた戸籍から現在の戸籍に繋がるまでの関係する全ての戸籍謄本又は除籍謄本等 ・本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など。写真付きのものは1点、写真なしのものは2点必要。） ・代理人の場合は委任状 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により、住民票に初めて記載するものであるか確認。
者の旧氏転入記載	<ul style="list-style-type: none"> ・旧氏が記載された転出証明書を添えた転入届 ・本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など。写真付きのものは1点、写真なしのものは2点必要。） 	
変更請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（<u>氏の変更の直前に称していた旧氏であって、記載の変更を求める旧氏、氏名、住所、住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を記載したもの</u>） ・希望する旧氏の記載がある戸籍又は除かれた戸籍から現在の戸籍に繋がるまでの関係する全ての戸籍謄本又は除籍謄本等 ・本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など。写真付きのものは1点、写真なしのものは2点必要。） ・代理人の場合は委任状 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により、旧氏の記載履歴を確認。
削除請求	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（住民票に記載がされている旧氏の削除を求める旨、氏名、住所、住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を記載したもの） ・本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など。写真付きのものは1点、写真なしのものは2点必要。） ・代理人の場合は委任状 	
削除後の再記載請求	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>※住民票に記載されていた旧氏が、最後に削除された日以後にその者の氏として戸籍に記載又は記録がされていた旧氏を請求した場合に限り、住民票に当該旧氏を記載する。</u> ・請求書（記載を求める旧氏、氏名、住所、住民票コード又は出生の年月日及び男女の別を記載したもの） ・希望する旧氏の記載がある戸籍又は除かれた戸籍から現在の戸籍に繋がるまでの関係する全ての戸籍謄本又は除籍謄本等 ・本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証など。写真付きのものは1点、写真なしのものは2点必要。） ・代理人の場合は委任状 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により、請求者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるか否か及びその者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日については、旧氏の記載履歴を確認。